(原審事件番号:令和4年(行ウ)第67号)

控訴人(原告) 社会福祉法人ゆたか福祉会

被控訴人(被告) 国

控訴理由書

名古屋高等裁判所 民事部 御中

令和6年9月 日

控訴人訴訟代理人

弁護士 原山 剛三

弁護士 原山 剛

【目次】

- 第1 原判決の不当性
 - 1 消費税の仕組み及び性格並びに「課税仕入れ」等の意義
 - 2 本件工賃が消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当 すること
- 第2 基本的人権の観点からの主張及び反論
 - 1 原判決について
 - 2 憲法における勤労の権利
 - 3 障害者基本法
 - 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - 5 本件工賃が「役務の提供」の対価であること
 - 6 障害者の権利に関する条約から導かれる帰結
 - 7 法政大学・松井亮輔名誉教授の論文について

- 第3 原判決は重大な事実誤認。労基法上の労働者のみが役務提供しているのでは ない
 - 1 原判決の「障害者の就労(労働基準法の該当是非による)は役務提供に関係しない」とする判示の誤りについて
 - 2 原判決の誤り(以下「誤り」という) 1 労働者性に関する留意事項の射程 距離
 - 3 誤り2 租税特別措置法による障害者の就労の取扱いを無視又は無知
 - 4 誤り3 法律の実効性を裏付ける政府や厚労省の行政を無視
 - 5 誤り4 裁判例による課税仕入れ論
- 第4 原判決は、障害者の人権を否定する違憲判決である
 - 1 就労継続支援B型事業所で生産活動に従事する者に支払う工賃が、消費税法 における課税仕入れに該当するかの議論の変遷
 - 2 原告が求めてきたのは、税制の名を借りた、障害者の働く権利・労働権の否 定及び人権侵害に対する救済である。
 - 3 判決の受け入れがたい問題について
- 第5 結論

【本文】

- 第1 原判決の不当性
 - 1 消費税の仕組み及び性格並びに「課税仕入れ」等の意義
 - (1) 原判決の判示
 - ア 消費税は、税が累積しない仕組みをとられており、この仕組みは、消費支 出に担税力を求めて課税する、付加価値税の類型に属する多段階一般消費税 として規定されていることを反映したものである。

かかる消費税の性格及び課税の仕組みからすれば、消費税法は、ある支払が転嫁が可能な程度に個別具体的な役務の提供等と結びついている場合に課

税対象とする趣旨であり、同号の「対価を得て行われる・・・役務の提供」 とは、具体的役務提供によって支払が生じたという対応関係が認められるよ うな役務の提供を意味するものと解される。

イ 原告は、「本件工賃が生産活動によって生じたという対応関係」は条文上要求されていないことなどから、これを要求することは、課税要件法定主義、課税要件明確主義、租税法の解釈原理に反する旨主張するが、租税法であってもその規定の意味内容を解釈によって明らかにすることが許されるのは当然であり、また、上記要件が不明確であるともいえないから、課税要件法定主義等に反するとはいえず、原告の主張を採用することはできない。

(2)控訴人による反論

ア 上記(1)アに対する反論(原判決に論理の飛躍があること)

(ア) 控訴人としても、消費税が税の累積を排除する仕組みを有していることは 認めるが、税の累積の排除の仕組みから、消費税法2条1項8号の「対価を 得て行われる・・・役務の提供」が、具体的役務提供によって支払が生じた という対応関係が認められるような役務の提供を意味するという原判決の立 論には論理の飛躍があると言わざるを得ない。

以下詳述する。

(イ)被告が乙11として証拠提出した「スタンダード消費税法」の99頁から 100頁には、消費税法2条1項12号の「課税仕入れ」の定義に規定され た「他の者」について、次の記述がある(甲22)。

『「他の者」¹に制限がないことから、課税仕入れの仕入先は、事業者に限らず、事業者ではない個人でもよいことが読み取れます(中略)。また、消費税の納税義務を負わない小規模事業者からの仕入れも、現行法下では課税仕

¹ 消費税法2条1項12号 課税仕入れ 事業者が、事業として<u>他の者</u>から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供(中略)を受けること(中略)をいう。

入れに該当します。』

(ウ) また、「消費税法の実務詳解」の181頁には、「課税仕入れ」の定義である消費税法12条1項12号が規定する「他の者」について、次の記述がある(甲23)。

『この「他の者」が消費者であっても課税仕入れに該当することになります。また、「他の者」が消費税の納税義務を負っていることは要件には含まれていないため、免税事業者であっても該当することになります。』

(エ) さらに、国税庁のタックスアンサー「No. 6455 免税業者や消費者から仕入れたとき」(甲24)には、次の記述がある。

『課税仕入れに係る相手方が課税事業者であることを要件としていません。したがって、免税事業者や事業者ではない消費者から仕入れた場合も、 仕入税額控除の対象となることから、その支払った対価の額は消費税および 地方消費税込みの金額とされます』

(オ)以上のとおり、消費税法は、仕入税額控除の対象となる課税仕入れにつき、 事業者からの譲渡であることを要求していない。これは要するに、<u>消費税法</u> 上、税の累積の排除という仕組みがとられているものの、その仕組みは貫徹 されていないことを意味する。

したがって、税の累積の排除という仕組みから、仕消費税法2条1項8号の「対価を得て行われる・・・役務の提供」が、具体的役務提供によって支払が生じたという対応関係が認められるような役務の提供を意味するとの立論を展開する原判決には論理の飛躍がある。

イ 上記(1)イに対する反論(原判決は課税要件法定主義に反すること)

(ア) 原判決は、「本件工賃が生産活動によって生じたという対応関係」が不明確であるとは言えないと強弁しているが、全くもって失当である。そもそも、かかる対応関係があるかどうかを巡って、本件訴訟の第1審で障害者総合支援法の解釈論等が詳細かつ精緻に繰り広げられているのである。このことは、

上記要件を充足しているかどうかの判定が極めて困難であることを端的に指し示すものである。このことからしても、上記要件を要求することは課税要件明確主義に反することは明らかである。

(イ)被告の主張は、条文上にない、「対応関係」なる課税要件を新たに創設して おり、課税要件法定主義に違反している。

すなわち、消費税法消費税法2条1項8号は次のように規定する。

資産の譲渡等 事業として<u>対価を得て行われる</u>資産の譲渡及び貸付け並びに<u>役務の提供</u>(代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる 資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。)をいう。

同条項号は、「対価を得て行われる役務の提供」としか規定しておらず、被告主張の如く「当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係」なる課税要件は法定されていない。

このように、被告の主張は、課税庁が新たな課税要件を創設するに等しく、課税要件法定主義に違反するため、認められない。

のみならず、被告の主張を通覧しても、「対応関係」がいかなる関係を意味 しているのか全く判然としない。そうすると、被告の主張は、課税要件明確 主義にも違反するものといわざるを得ない。

以上のとおり、被告の主張は課税要件法律主義(憲法84条)に違反する。

(ウ) 租税法は侵害規範であり、法的安定性の要請が強くはたらくから、その解 釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を 行うことは許されない(「租税法 第23版」金子宏 弘文堂 123頁)。

この理からして、納税者に不利になるような限定解釈の制限という規範も 導かれる。

被告主張の「当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという 対応関係」という課税要件は、消費税法2条1項12号が規定する「役務の 提供」をいたずらに限定解釈している。

このような課税庁の限定解釈は、納税者に不利な限定解釈であるから、租税法の解釈原理に反し、許されない。

(エ) 小括

以上のとおり、被告主張の「当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係」(被告主張要件)は、仕入れ税額控除に当たって必要とされない。

何より、これまで原告が繰り返し主張してきたとおり、利用者が就労を希望し、そして、実際に就労し、その結果、工賃を得ているのであり、利用者が就労によって工賃を得たことは紛れもない事実である。そもそも、控訴人の事業所において、就労していない者に対して工賃は支払われないのであるから、工賃が役務提供の対価として支払われていることは明らかである。これは極めて単純明快な事実である。原判決は、様々な理屈を付けてこれを否定しようとしているが、かかる単純な事実に目を向けさえすれば、原告主張の正しさが証明されるのである。

以上によれば、仮に百歩譲って、被告主張要件を前提としたとしても、本件では、「当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係」(被告主張要件)を充足することになるから、本件工賃は仕入税額控除の対象になる。

(オ) 下記2以下の記述について

以上によれば、本来、下記2以下の記述は必要がないが、念のため、裁判 上、被告主張要件が必要であると認定される場合に備え、下記の主張を行う。

2 本件工賃が消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当 すること

(1) 原判決の判示

ア 本件各事業所における生産活動の位置づけ

障害者総合支援法43条2項、19条1項、28条1項6号、同条2項2 号及び3号、29条1項、原告の利用契約書(甲2)の規定からすれば、利 用契約に基づいて、利用者が対価を支払って本各福祉サービスの提供を受け るものである。

障害者総合支援法 5 条 1 項、同条 7 項、総合支援法施行規則 2 条の 6 ,同 法 5 条 1 3 項、同施行規則 6 条の 9 ,同法 5 条 1 4 項、同施行規則 6 条の 1 0 の規定に鑑みると、生産活動の機会の提供は、事業者が利用者に対して供 与すべき便宜の一つとして法律上義務づけられているが、他方、利用者にお いて生産活動に従事することは法律上義務づけられていない。

イ 本件工賃の位置づけ

総合支援補事業基準85条、184条、201条からすれば、指定障害福祉サービス事業者が生産活動にかかる事業から利益を収受することは予定されていない。

平成18年課長通知(乙17)からすれば、利用者は、その作業内容や作業量に関わらず、生産活動に従事したことをもって、工賃の支払いを受けることができる。

利用契約書(甲2)においても、「生産活動の機会の提供(生産活動にともなう工賃の支払含)」と記載され、工賃支払について、障害福祉サービスの一つである生産活動の機会の提供に含まれているとの理解が示されている。

以上によれば、利用者は原告との間で、請負、委任等の契約を締結して生産活動に従事し、役務提供の反対給付として工賃を受領しているのではなく、福祉サービスの一環として、本件工賃を受領していると認められる。

ウ 小括

以上のとおり、本件工賃は生産活動による販売代金に転嫁可能な程度に生産活動への従事と結びついているとは言えないから、役務提供に対する反対給付とは認められない。従って、本件工賃は消費税法30条1項に規定する

課税仕入れに係る支払対価に該当しない。

(2) 控訴人の反論

- ア 本件各事業所における生産活動の位置づけ
- (ア)「障害福祉サービス ゆたか作業所 運営規程」(甲1)は、次の定めを置く。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

上記規定からは、生産活動の機会の提供が、利用者の自立した日常生活又は社会生活の実現を目的としていることが分かる。

- (イ)「障害福祉サービス ゆたか作業所 運営規程」甲1は、次のように定める。 (サービスの内容)
- 第22条 事業所が提供する指定生活介護の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 指定生活介護
 - 4 生產活動(縫製製品製造販売、下請作業)
 - (2) 指定就労継続支援B型
 - 4 生産活動の機会の提供(食品製造)
 - 5 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
 - 6 前各号を通じて、知識及び能力が高まった者について、一般就労への 移行に向けた求職等の支援
 - 7 一般就労後の職場定着のための支援

上記規定から、生産活動は、「縫製製品製造販売」、「下請作業」及び「食品製造」と位置づけられている。これはすなわち、生産活動の機会の提供が、原告から利用者に対する福祉サービスの提供にとどまらず、利用者から原告

に対する役務の提供という側面を有していることの重要な証左である。

- (ウ)「障害福祉サービス ゆたか作業所 運営規程」甲1は、次の定めを置く。 (個別支援計画の作成等)
- 第23条 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をする。

上記規定からは、生産活動の機会の提供が、利用者の自立した日常生活又は社会生活の実現を目的としていることが分かる。

(エ)「障害福祉サービス ゆたか作業所 運営規程」(甲1)は、次の定めを置く。

(生產活動)

第25条

3 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、**生産活動の能率の向** 上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行う。

上記規定からは、生産活動において、一般の事業所による就労と同じく、 能率の向上を図ることが課題として設定されていることが分かる。このこと は、生産活動の機会の提供が、原告から利用者に対する福祉サービスの提供 にとどまらず、利用者から原告に対する役務の提供という側面を有している ことの重要な証左である。

(オ)『「指定障害福祉サービス ゆたか作業所」(生活介護・就労継続支援B) 利用契約書』(甲2) は次の定めを置く。

【第1条】目的

この契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するため に、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを 適切に行うことを定めます。

この規定から明らかなとおり、利用者が従事する生産活動は、自立のための 活動であるとともに、社会経済活動への参加である。

(カ)『「指定障害福祉サービス ゆたか作業所」(生活介護・就労継続支援B)利用契約書』(甲2)は次の定めを置く。

【第7条】事業者の基本的義務

1 (自立等の支援)

事業者は、利用者に対し、**利用者の自立と社会経済活動への参加促進 の観点から、**できる限り居宅に近い環境の中で、個別支援計画に基づくサービス提供と利用状況の把握を適切に行います。

この規定から明らかなとおり、利用者が従事する生産活動は、自立のための活動であるとともに、社会経済活動への参加である。

イ 本件工賃の位置づけ

(ア) 基準省令201条は次の定めを置く。

(工賃の支払等)

- 第201条 指定就労継続支援B型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援 B型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入 から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金 額を工賃として支払わなければならない。
 - 2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの 工賃の平均額(第4項において「工賃の平均額」という。)は、3 000円を下回ってはならない。
 - 3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は

社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努 めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を 設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われ た工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告し なければならない。

上記規定からは次のことが分かる。すなわち、工賃が利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むための貴重な原資となること、それ故、事業所は、 工賃の水準をできるだけ高くするよう要請されていること、である。

したがって、利用者は福祉サービスの一環として工賃を受領しているのではなく、自らの役務提供の対価として工賃を受け取っているのである。

(イ)「障害福祉サービス ゆたか作業所 運営規程」(甲1)は、次の定めを置く。

(工賃の支払)

- 第26条 事業所は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の 収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当す る金額を工賃として支払う。
 - 3 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを 支援するため、工賃の水準を高めるよう努める。
 - 4 事業所は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、その工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告する。

上記規定からは次のことが分かる。すなわち、工賃が利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むための貴重な原資となること、それ故、事業所は、 工賃の水準をできるだけ高くするよう要請されていること、である。

したがって、利用者は福祉サービスの一環として工賃を受領しているので

はなく、自らの役務提供の対価として工賃を受け取っているのである。

(ウ)『「指定障害福祉サービス ゆたか作業所」(生活介護・就労継続支援B)利用契約書』(甲2)は次の定めを置く。

【第4条】サービス内容

事業者は、前条に定める個別支援計画及びサービス利用説明書に基づいて、各事業の利用者に次の内容のサービスを提供します。

- 1 生活介護事業
- ③生産活動の機会の提供(生産活動にともなう工賃支払含 生活介護②)
- 2 就労継続支援B型事業
- ②生産活動の機会の提供(生産活動にともなう工賃支払含)

この規定からは、生産活動への参加によって工賃が支払われること、すなわち、利用者の役務提供によって工賃が支払われることが謳われている。それ故、被告の主張するように、福祉サービスの一環として工賃が支払われているのでは断じてない。そもそも、「工賃」という言葉が、役務提供の対価であることを表現している。被告主張の如く福祉サービスの一環としての支給であれば、「補助金の給付」といった表現になるはずである。

- (エ)『「指定障害福祉サービス利用(生活介護・就労継続支援B型)」重要事項説明書』(甲3)には、次の定めがある。
- 3 当事業所が提供するサービスと利用料金

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は**利用者の自立生活を支援し**、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

(1) 介護給付費等から給付されるサービス

【生活介護事業】

サービスの種	サービスの内容
類	
生産活動	利用者の障害特性をふまえた工夫をもって、生産活動の機会を
(デイは除く)	提供します。
	<工賃の支払>
	上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に
	相当する金額を工賃として、 生産活動に従事している利用者 に
	支払います。

【就労継続支援B型事業】

サービスの種	サービスの内容
類	
生産活動	利用者の障害特性をふまえた工夫をもって、生産活動の機会を
	提供します。
	<工賃の支払>
	上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に
	相当する金額を工賃として、 生産活動に従事している利用者に
	支払います。

上記の定めから、生産活動が利用者の自立生活の実現のために行われることが読み取れる。

生産活動の機会の提供が、「利用者の障害特性をふまえた工夫をもって」行われることが定められている。生産活動の機会の提供において、利用者の障害特性に応じた作業に従事することが含意されており、生産活動の機会の提供が、原告から利用者に対する福祉サービスの提供にとどまらず、利用者から原告に対する役務提供の側面を有していることが分かる。

そして、工賃が「生産活動に従事している利用者」に支払われることが定

められている。このことは、工賃が福祉サービスによる給付ではなく、利用 者による役務提供の対価であることを表している。

ウ 小括

以上によれば、本件各事業所の利用者は、原告に役務を提供した反対給付 として本件工賃を受領しているのであって、被告主張のように、福祉サービ スの一環として工賃を受領しているのではない。

したがって、仮に、課税仕入れに当たって被告主張の要件が必要であった としても、本件工賃は生産活動による成果物の販売代金に転嫁可能な程度に 生産活動への従事と結びついているといえる。よって、本件工賃は、消費税 法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当する。

(3) 第一審における原告主張についての原判決判示に対する反論

ア 生産活動の社会的有用性について

(ア) 原判決の判示

原判決は、本件各事業所の利用者らが真摯に生産活動に従事し、その結果として本件工賃の支払を受け、当該生産活動の成果が社会的に有用であること自体を否定するものではないとしつつ、就労継続支援B型等における生産活動及び工賃の法的位置付けについては、障害者総合支援法及び関係法令によって規定されているのであるから、本件各事業所における利用者らの生産活動の実態やこれに対する社会的な評価そのものが、当該争点の判断に直接影響を及ぼすものとはいえず、原告の主張によっても原判決の結論が左右されるものではないなどと判示する。

(イ) 原判決の不当性

第一に、本件工賃が消費税法上の課税仕入れに係る支払対価に該当するか 否かを判断するにあたって、現実の就労実態や、成果物の社会的有用性を離 れて、障害者総合支援法及び関係法令によって規定された生産活動及び工賃 の「法的位置付け」に即して判断すべきだという原判決の枠組み自体が不当 である。そもそも、「法的位置付け」とは具体的に何を意味しているのであろうか、全く不明確であると言わざるを得ない。更に言えば、原判決は、消費税法の解釈論を離れ、いつも間にか、障害者総合支援法及び関係法令の解釈論に話がすり替わってしまっている。これは明らかに不当である。

原判決は、仕入税額控除の要件として、当該支払が個別具体的な役務の提供を受けたことによって生じたという対応関係(以下「本件対応関係」という。)が必要であると述べている。仮に本件対応関係が必要だとしても、本件対応関係の存否を判断するにあたって、何よりもまず、利用者の現実の就労実態を直視することが絶対に必要である。それ故にこそ、原告は原審で、検証(裁判所が事業所に臨場し、利用者の就労実態を直接見て欲しいとの原告による申入れ)を申し立てたのである。

原審は、原告の検証申立を却下した際、利用者の就労実態が撮影された CD-R(甲17)が提出されているから、検証までは必要ではない、などと述べた。

しかし、原判決において、CD-R(甲17)で撮影された、リサイクルみなみ作業所、ワークセンターフレンズ星崎及びトライズにおける就労実態に対する具体的な評価はなされていない。これは明らかに不当である。控訴人は、控訴審裁判所に、CD-R(甲17)における利用者の就労実態を十分考慮したうえ、更には、検証を行ったうえ、判断を行うことを強く求めるものである。

イ 工賃の決定方法について

(ア) 原判決の判示

原告において本件工賃の支払額を利用者の作業時間や能力に応じて決定しているとしても、それは単に利用者間の工賃の分配方法を定めたもので、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うという枠組みの中での原告の内部的な取扱いにすぎず、同取扱いによって障害者総合支援法その他の関係法令に従って定められた工賃の法的性質に影響が生じるものとはいえず、また、生産

活動が事業として行われることをもって利用者による生産活動の法的性質が 決定されるという関係にあるとも認められないから、原告の主張を採用する ことはできない。

(イ) 原判決の不当性

原判決引用の乙17の通達(平成18年課長通知)(以下「本件通達1」という。)が平成18年10月2日に発布された後、同日に、「障害者自立支援法に基づく就労継続支援により作業を行う障害者に対する労働基準法の適用について」(以下「本件通達2」という。)(平成19年5月17日に改正)(甲38)が、その後、平成19年5月17日に、「授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法9条の適用について」(以下「本件通達3」という。)(甲39)及び「授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法9条の適用にあたり留意すべき事項について」(以下「本件通達4」という。)(甲40)が発布されている。

本件通達2は、就労継続支援A型のうち雇用契約を締結していない者及び 同B型利用者は、事業場への出欠、作業時間、作業量等の自由があり指揮監 督を受けることなく就労するものとされていることから、基本的には「労働 者」(労基法9条)には該当しない、などと述べている。

本件通達3は、障害者自立支援法に基づく就労支援事業を実施している施設以外の、いわゆる授産施設、小規模作業所等における「労働者」(労基法9条)該当性について述べたものである。同通達は、訓練等の計画が作成されていない場合に、作業強制、作業指示、工賃の減額制裁、作業品割当の制裁等の有無を総合的に判断し、使用従属関係にあると認められる場合には、「労働者」(労基法9条)であるものとして取り扱う、などと述べている。

本件通達4は、本件通達3に関し留意すべき事項について述べている。本件通達4は、訓練等の計画に沿い、労働慣行の確立、就労意欲の向上等を目的として作業量を増加させることは、本件通達3にいう作業強制に当たらな

い、訓練等の計画に定める実作業時間に応じた工賃の支給は、本件通達3の「欠勤、遅刻・早退に対する工賃の減額制裁」に該当しない、成果物の出来 高に応じて工賃が異なるものは、「作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂 行に関する指揮命令違反に対する工賃の減額」に該当しない、などと述べて いる。

本件通達1ないし4の趣旨は、就労継続支援B型利用者などは、雇用契約を締結していないため、労基法上の「労働者」に該当しないこととなり、労基法上の労働者保護の規定から外れる。すなわち、利用者は、例えば、ケガをしても補償がなく、働いたことによる年金の支給もなく、有給休暇もないなどの不利益を受けることとなる。そこで、労基法の保護を受けられない利用者を可及的に保護せんとして発布されたのが上記通達である。

そして、前述の通り、本件通達4は、訓練等の計画に沿い、労働慣行の確立、就労意欲の向上等を目的として作業量を増加させることは、本件通達3にいう作業強制に当たらない、訓練等の計画に定める実作業時間に応じた工賃の支給は、本件通達3の「欠勤、遅刻・早退に対する工賃の減額制裁」に該当しない、成果物の出来高に応じて工賃が異なるものは、「作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指導命令違反に対する工賃の減額」に該当しない、などと述べている。

このように、本件通達は、実作業時間に応じた工賃の支給、欠勤等による 工賃の減額、成果物の出来高による工賃差異を許容しているのであって、「本 件工賃の支払額を利用者の作業時間や能力に応じて決定しているとしても、 それは、(中略)原告の内部的な取扱にすぎ」ないとする原判決の判示には理 由がないこととなる。

要するに、就労継続支援B型利用者は、**自分**が働いた分しか工賃を獲得できない構造となっているのである。よって、利用者の役務提供と工賃支払の間には、明確な結びつきが認められる。

ウ 就労支援事業製造原価明細書(甲21)について

(ア) 原判決の判示

社会福祉法人会計基準運用通知は、会計上の取扱を定めたものに過ぎず、 そのことが、消費税法上の取扱に直結するものとはいえず、総合支援法事業 基準において、工賃は生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に 必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこととされ(85条、18 4条、201条)、生産活動に係る事業に必要な経費を構成するものとはされ ていないことも考慮すると、原告の主張を採用することはできない。

(イ) 原判決の不当性

会計の目的は、事業主体の活動実績をできる限り忠実に財務諸表に表示し、 利害関係者の適切な意思決定に資することにある。社会福祉法人会計基準も また、社会福祉法人の活動実態を適切に表示するという目的で作成されてい る。

「本件工賃が、売上に対応する費用(労務費)であること」から、事業者による会計上の収益と工賃との対応関係が認められることが導かれる。それ故、社会福祉法人会計基準運用通知は、本件工賃を労務費の中に掲記することを求めているのである。つまり、本件工賃が売上を生み出す構成要素であることが当然の前提となっているのである。これはすなわち、前記通知が、利用者の役務提供と本件工賃の対応関係を認めていることの現れである。

勘定科目はその収益ないし支出の性質を踏まえて決定されているのであり、利用者工賃が労務費という勘定科目に含まれていることは、本件工賃の 消費税法上の性質を勘案するに当たり、極めて重要な要素である。

「利用者工賃」と「利用者賃金」は、就労継続支援B型と同A型における「工賃」と「賃金」の呼称の差異に対応したものである。いずれにせよ、「利用者工賃」が労務費の欄に表示されていることが重要であり、このことは、前記通知が、利用者の役務提供と本件工賃の対応関係を認めていることの現

れである。

何より、「製造原価明細書」との記載から明らかなとおり、同書面は、成果物を製造するために要した原価の明細を表示するための書面である。利用者工賃と利用者賃金が同明細に記載されていることは、これらの費目が売上を獲得するための構成要素(対価)であることの何よりの証拠である。

そして、総合支援法事業基準において、工賃は生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこととされている(85条、184条、201条)ところ、ここにいう「経費」とは、工賃以外の「経費」という意味である。そうでなければ、前述した製造原価明細書の構成項目に工賃が含まれていることとの整合性がとれない。

以上のとおり、本件工賃は役務提供の対価に該当する。

エ 課税の累積の排除について

(ア) 原判決の判示

原告は、利用者に本件工賃を支払うに当たり消費税相当額を負担していないから、生産活動の成果物の支払対価に対する消費税の全額を納付することになっても当然であり、事業者間の取引における課税の累積を排除するという仕入税額控除の趣旨が妥当するともいえないから、本件工賃を収入に対応する原価として課税取引として取り扱うのが筋であるともいえない。

(イ) 原判決の不当性

被告が乙11として証拠提出した「スタンダード消費税法」の99頁から 100頁には、消費税法2条1項12号の「課税仕入れ」の定義に規定され た「他の者」について、次の記述がある(甲22)。

『「他の者」2に制限がないことから、課税仕入れの仕入先は、事業者に限

² 消費税法2条1項12号 課税仕入れ 事業者が、事業として<u>他の者</u>から資産 を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供(中略)を受けること(中略)を

らず、事業者ではない個人でもよいことが読み取れます(中略)。また、 消費税の納税義務を負わない小規模事業者からの仕入れも、現行法下で は課税仕入れに該当します。』

また、「消費税法の実務詳解」の181頁には、「課税仕入れ」の定義である消費税法12条1項12号が規定する「他の者」について、次の記述がある(甲23)。

『この「他の者」が消費者であっても課税仕入れに該当することになります。また、「他の者」が消費税の納税義務を負っていることは要件には含まれていないため、免税事業者であっても該当することになります。』

さらに、国税庁のタックスアンサー「No. 6455 免税業者や消費者から仕入れたとき」(甲24)には、次の記述がある。

『課税仕入れに係る相手方が課税事業者であることを要件としていません。したがって、免税事業者や事業者ではない消費者から仕入れた場合も、仕入税額控除の対象となることから、その支払った対価の額は消費税および地方消費税込みの金額とされます』

以上のとおり、消費税法は、仕入税額控除の対象となる課税仕入れにつき、 事業者からの譲渡であることを要求していない。これは要するに、消費税法 上、税の累積の排除という仕組みがとられているものの、その仕組みは貫徹 されていないことを意味する。

したがって、原告が利用者に本件工賃を支払うに当たり<u>消</u>費税相当額を負担していないことをもって、本件工賃を仕入税額控除の対象柄除外する原判 決の立論には理由がない。

(4) 利用者の就労実態について

原告は訴状10頁以下で各作業所の作業内容を詳述したところ、これらの作

いう。

業によって生み出される成果物等は、市場での厳しい選別に耐え、十分な競争力を有している。そのために、利用者は十分な自覚と集中力と熟練と工夫をもって、作業に取り組んでいるのである。利用者には、「売り物にならない製品を作っても構わないのだ。」などという意識は全くない。そのような意識で仕事をしている場合、注文主からのクレームで、受注自体を失ってしまう。原告は、厳しい経済環境のもと、必死の営業努力を重ねて注文主からの受注を確保してきたのであるから、利用者もまた、受注自体を失うような行動はできない。このことが、各作業者の折り目正しい作業態度につながっているのである。この意味で、各作業者は、意識的にせよ無意識的にせよ、工賃に見合う労働を行おうとの意欲を有している。

利用者は、工賃の多寡はともかく、自らの労働によって得た工賃を収受することを楽しみにしており、工賃を小遣いとして費消したり、貯金したり、工賃の一部を親に渡したりすることを楽しみにしている。

自らの労働によって工賃を得ることは、利用者の誇り、満足感、充実感の高 揚にきわめて大きな役割を果たしている(この点につき、甲20の「ゆたか物 語」を参照)。

そもそも原告の前身たる「ゆたか共同作業所」及び原告は、利用者の「働きたい」という強い思い、「子どもたちは喜んで毎日仕事にゆき、のびのびと仕事に励んでいる。この職場は失いたくない。」という親の強い要求によって、ここまで存続してきたのである(詳細は、甲29の「裁かれるべきは、不当な解釈に基づく国・課税庁の人権侵害」と題する論文を参照)。

さらに、現実の問題として、利用者は月64,816円(令和4年度)の障害基礎年金を受給しているところ、同年金だけでは、月約7万円のグループホームの家賃及び食費に足りない。そこで、原告としては、利用者が月約3万円以上の工賃を稼ぎ出すことにより、家賃及び食費を賄ったうえ、一定程度の余剰(小遣い、親への仕送り、貯金等となる)が生ずべきことを目標にしている

のである。

以上のとおり、本件工賃は、利用者の役務提供によって獲得された対価である。

(5) 国の施策について

ア 国の施策として、平成24年から「工賃倍増5ケ年計画」が施行され、平成30年に引続き令和3年から「工賃向上計画」が施行継続されている(甲41の『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』、甲46の「就労継続支援B型に係る報酬・基準について(論点等)」及び甲53の『「工賃倍増5か年計画」と「工賃向上計画」について』を参照)。

すなわち、上記施策の中で、「障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労が困難な方には就労継続支援B型等での工賃の水準が向上するように支援することが重要である」とされており、また、「工賃向上計画による取組の重要性」において、「全職員が一丸となって取組み、個別支援計画に基づいた支援を通じて利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図ることが重要である」と強調されている。

- イ 平成25年4月には、国等による障害者施設等からの物品および役務の調達の推進が図られている。この障害者施設の中には生活介護、就労継続支援 A・B型、就労移行支援事業が含まれている。
- ウ このように、就労による工賃の向上のために、官民一体となって取組が行 われている。こうした工賃向上のための国や地方自治体及び民間企業の取組 の主眼は、就労による工賃の引き上げである。

これらの事業推進の中心は、経済財政運営と改革の基本方針2020(令和二年七月十七日閣議決定)であり、原判決はこうした政府の取組を無視して、工賃の福祉サービス一環支給論に固執している。原判決は、法の規定や国の工賃引上げ施策に矛盾した判示をおこなっているといわざるを得ない。それどころか、原判決は、上記に掲げた国の工賃引き上げ施策について何ら

言及することなく、これらを殊更に無視している。控訴人は控訴審裁判所に対し、法の規定や国の工賃引き上げ施策に整合した判決をするよう強く求めるものである。

(6) 国際労働機関(ILO)の勧告について

ア ILOの勧告(甲52)

朝日新聞は、かつて、『国際労働機関(ILO)が労働法の適用外とされることが多い福祉施設での障害者の作業について「労働法を適用するのが重要」と政府に勧告していたことが8日、分かった。』と報じた(2009年6月9日朝日新聞)。

イ ILOの勧告から導かれる帰結

- (ア) ILOの前記勧告は、福祉施設における労働者の生産活動が「労働」であることを当然の前提としたものである。残念ながら、日本国政府は、現在に至るも、ILOの勧告に従っていない。しかし、すでに15年も前に(2009年)前記勧告が発せられていることから分かるとおり、世界の潮流としては、障害者の働きを「労働」としてみるのは当然であり、障害者が労働者であることを前提として、労働法の適用、一般労働者と同様の機会均等の確保、職業に就き、これを継続しかつその職業において向上することを可能にする取組などを目指しているのである。
- (イ) そして、憲法27条1項は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。」と定めており、原告利用者に勤労の権利があり、義務が存することも当然である。
- (ウ) 原判決は、結局のところ、原告利用者の働きを、福祉サービスの受益に過ぎないと断ずるものであるが、かかる解釈は、前記 I L O 勧告や憲法 2 7 条 1 項に照らして許されないものといわなければならない。
- (7) 東京高判平成26年6月25日について

ア 国税庁が公表する税務訴訟資料の第264号-112 (順号12493)

において、東京高判平成26年6月25日が紹介されている。

同裁判例は、弁護士会が法律相談センターにおいて事件を受任するなどした弁護士から収受した受任事件負担金等が課税資産の譲渡等の対価に該当するかどうかが争われた事である。

イ 同裁判例は、次のように判示する(甲47)。

「本来、消費税は広く薄く課税対象を設定し、最終的に消費者への転嫁が予定されている税である。このため、事業者が収受する経済的利益が消費税の課税要件としての資産の譲渡等における「対価」に該当するといえるためには、事業者が収受する経済的利益と事業者が行った当該個別具体的な役務提供との間に、少なくとも対応関係があることが必要である。換言すると、当該個別具体的な役務提供があることを条件として当該経済的利益が収受されるといい得る対応関係があることが必要であるが、それ以上の要件は要求されていないものと解するのが相当である。」

ウ 上記裁判例の上記判旨を本件に当てはめる。

本件において、生産活動に従事しない利用者には工賃は一切支払われていない。そうすると、利用者の生産活動への従事と工賃の支払との間には、「当該個別具体的な役務提供があることを条件として当該経済的利益が収受されるといい得る対応関係」が存在していることになる。したがって、原告が支払う工賃は、資産の譲渡等における「対価」に該当し、仕入税額控除の対象となる。

第2 基本的人権の観点からの主張及び反論

1 原判決について

本裁判は、消費税の仕入税額控除の是非を巡るものであるが、その根底には、 利用者の就労が労働であるかどうかの問題が横たわっており、原判決は、利用 者の就労が労働でないと断じたに等しい。 この原判決に対し、基本的人権の側面から、下記の通り反論する。

- 2 憲法における勤労の権利
- ① 憲法27条1項が定める「勤労の権利」は、限定的な意味での労働権の思想 ³を根底にしながら、国民が自主的に完全就業できるよう、また、それが不可能 な場合は国が就業の機会を与え、あるいは生活確保のための資金の給付をする よう努力することが国の政治的責任であることを宣言したものである (「法律 学小辞典 第5版」有斐閣の「労働権」の欄を参照。)。
- ② 勤労の権利は、基本的人権のうち、いわゆる社会権4と言われるものである。
- 3 障害者基本法

上述の憲法の規定を受け、障害者基本法1条は、次の規定を置く(下線は控訴人が付した。)。

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施

労働の意思と能力のある者が、就職できない場合に、国に対して、自己に適した労働の機会を与えることを要求し、それが不可能なときは、相当の生活費を要求できる権利(限定的な意味での労働権)。

⁴ 資本主義の高度化にともなって生じた失業・貧困・労働条件の悪化などの弊害から、社会的・経済的弱者を守るために保障されるに至った20世紀的な人権である。それは、「国家による自由」とも言われ、社会的・経済的弱者が「人間に値する生活」を営むことができるように、国家の積極的な配慮を求めることができる権利である(「憲法第7版」 芦部信喜 岩波書店 84頁)。

策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会 参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目 的とする。

- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - 1 上述の障害者基本法の規定を受け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)は、次の規定を置く(下線は控訴人が付した。)。

(目的)

第一条 <u>この法律は、障害者基本法</u>(昭和四十五年法律第八十四号)<u>の基本的な理念にのっとり、</u>身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、</u>必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための<u>支援</u>は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社

会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

上記の規定から明らかなとおり、障害者総合支援法は、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとの理念にのっとり、障害者の社会参加の機会が確保されるような形での支援が行われることを求めていることが分かる。

人にとって、「就労」は、「社会参加」の一形態であるとともに、数ある「社会参加」の形態の中でも、きわめて重要な位置を占める。人は、就労を通じて、社会において一定の居場所を見つけ、自己の能力の向上・発展を図るとともに、生活の糧を得て、経済的・精神的な安定を得るだけでなく、生活のリズムを保ち、自己重要感を認識するなどの効用を得ている。このことは、健常者・障害者を問わず同様に当てはまる。

したがって、障害者総合支援法の「社会参加」という文言には、「就労」が 当然に含まれており、実際、同法 5 条は、同法の「障害福祉サービス」に「就 労移行支援」、「就労継続支援」などが含まれることを謳っている。

そして、憲法の基本的人権の確保を図るために障害者基本法が存在し、障害者基本法から更に障害者総合支援法が派生するという条文構造に照らせば、障害者総合支援法の解釈原理は、憲法が定める基本的人権の実現を図ることを至高の目的とするものでなければならない。

本件に即して言えば、利用者の「勤労の権利」の実質的な実現がその目的である。

かかる考え方によった場合、本件工賃は「役務の提供」の対価であること が導かれる。以下、詳述する。

- 5 本件工賃が「役務の提供」の対価であること
- (1)被告が、本件工賃を「役務の提供」の対価でないとするのは、被告が、意識 的にせよ、無意識的にせよ、障害者総合支援法の「支援」を「施し」と考えて いることが大きな要因をなしていると思われる。
- (2) しかし、障害者総合支援法は、勤労の権利など憲法の定める基本的人権の実質的な実現を図ろうとしている法律である。また、同法は、利用者がその人格と個性を尊重され、自立し、社会参加を果たせるような支援をすることを基本理念としている。
- (3) 『60分でわかる!障害者総合支援法 超入門』(甲54)には、「就労受け入れ先との間に労働契約関係のない障害を有する人(福祉的就労者)については、労働契約関係にないことから「労働者」とみなされず、原則として労働関係法の保護を享受しないという限界があります。しかし、障害者権利条約の定めによれば福祉的就労者であろうと等しく労働者として保護を受けるべきでしょう。」との記述がある。
- (4) これらの事柄に鑑みれば、本件工賃を「施し」と見ることは、国自らが、憲法の労働基本権、障害者基本法及び障害者総合支援法の理念・目的・趣旨を踏みにじるものであり、背理である。したがって、原判決のような解釈は到底取り得ない。
- (5) そして、「支援」とは、「力を貸して助けること。」(デジタル大辞典・小学館) であるところ、「支援」するに当たっては、被支援者が、一定の能力・経験・技 術などを有していることが当然の前提である。つまり、「支援」とは、一方的な 「施し」などではなく、支援される者の、能力の不足・経験の浅さ・技術の未

熟さなどを補うことで、その者の能動的な働きと相まって、その者がよりよく 行動し、成果を上げられるような手助けをすることである。このように、「支援」 が効果を発揮するのは、被支援者側の自発的な取り組みややる気、能力・経験・ 技術等の向上に向けた主体的な取り組みが不可欠である。

(6) 本件利用者は、その就労にあたって、上記のような意味での「支援」を受けてはいるものの、あくまで、利用者の主体的な取り組み等があって、「支援」が効果を発揮し、利用者が能動的に、社会的に有用な商品・役務を生み出しているのである。

このことは、これまでの準備書面で原告が主張・立証してきたとおりである。

(7)原告は、利用者の希望、利用者の障害特質・障害の重さ・性格・気質・能力・特定の作業に対する得手・不得手などを十分に考慮したうえで、その就労場所や就労における役割等を選定している。具体的には、利用者各人ごとに、「サービス等利用計画」、「サービス等利用計画【週間計画表】」及び「個別支援計画書」など(甲31)を作成し、利用者各人ごとの適性にあった就労形態を実現しているのである。

こうしたきめの細かいケア(原告による「支援」と考えることができる。)と 利用者本人の主体的取り組みが融合することによって、市場の厳しい選別に耐 えうる商品・役務が生み出されているのである。

- (8) 以上からすれば、本件利用者の就労が「役務の提供」であることは明らかである。したがって、本件工賃は、「施し」などではなく、「役務の提供」の対価である。
- (9) これまで控訴人が述べてきたことに照らせば、原判決が本件工賃を役務の提供による対価ではなく、福祉による給付と断じたことは、利用者が自ら働いて生活の糧を得ようとしている実情を殊更に無視したものであって、極めて不当である。

また、労働による人間発達を目的として、社会的存在としての当事者の社会

参加を促進するという障害者政策(法)の目的を、原判決は完全に無視している。

控訴人は、控訴審裁判所に対し、「障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去」(障害者総合支援法1条の2)を実現すべく、<u>また、障害者政策(法)の目的に添った解釈を行い、</u>本件利用者の就労を「役務の提供」であると認めるよう、強く求めるものである。

- 6 障害者の権利に関する条約から導かれる帰結
- (1) 我が国において効力を有する障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利 条約」(甲28)第27条(労働及び雇用)は、次の定めを置く。
 - 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。

締約国は、特に次のことのための適当な措置(立法によるものを含む。)をとることにより、労働についての障害者(雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。)の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

(中略)

(e) 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。

(中略)

(j) 開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。

(以下略)

- (2)このように、障害者権利条約は、障害者が労働についての権利を有すること、 同権利のなかには、障害者が労働によって生計を立てる機会を有する権利が含 まれていること、これらの権利を実現するため、国が、障害者の雇用機会の増 大を図るとともに、障害者が職業を求める際の支援を促進すること、また、国 が、障害者が職業経験を得ることを促進することなどを謳っている。
- (3) これらの規定に照らせば、原判決のごとく、本件工賃を福祉による給付と見ることは、国自らが、障害者権利条約の理念・目的・趣旨を踏みにじるものであり、背理である。したがって、原判決のような解釈は到底取り得ない。
- (4)よって、本件利用者の就労が「役務の提供」であることは明らかであり、本件工賃は、「施し」などではなく、「役務の提供」の対価である。
- 7 法政大学・松井亮輔名誉教授の論文について
- (1)法政大学・松井亮輔名誉教授は、月刊福祉の2014年5月号に、『「働く(労働および雇用)」視点から多様な就労を考える』(甲55)という論文を掲載した。同論文には次の記述がある。
 - 『 障害者権利条約(以下、権利条約)第27条「労働及び雇用」の第1項柱書で、「締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を含む」(公定訳)としている。そして、労働についての障害者の権利の実現を保障し、促進するための措置として、「(a)あらゆる形態の雇用に係る全ての事項(募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。)に関し、障害に基づく差別を禁止すること。(中略)(i)職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること」等があげられている。

(中略)

同じ厚労省の組織でありながら、福祉部局は、労働部局と比べ、権利 条約への対応は、極めて遅れているといえる。

福祉的就労、特に就労継続支援B型事業にとっての課題は、近年福祉から雇用への移行が政策的に強調されてきながら、その移行者の数はかなり限られていることである。そのため、多くの利用者にとっては、実質的には、そこが一般の職場に代わる、長期的な就労の場となっているにもかかわらず、制度的には訓練の場と位置づけられていることから、労働法の保護がまったく受けられない。また、2007年度から工賃倍増計画が実施されてきたが、対象事業所利用者の工賃は微増にとどまっており、その大幅な改善は期待できそうにない。これらの利用者の多くは、次の展望が開けないまま、極めて低い工賃の福祉的就労にとどまり続けざるを得ないのである。

欧米諸国の保護雇用施設では、障害者は雇用契約の有無に関係なく、それぞれの個別支援計画に従って、入り交じって就労している。また、そこで就労するすべての者は、雇用契約の有無にかかわらず、労働保険や労働安全衛生法等の対象となっている。それは、「賃金及び雇用条件に関する法規が労働者に対して一般的に適用される場合には、その法規は、保護雇用の下にある障害者にも適用されるべきである」というILO勧告(第99号第35項)からも当然のことである。

実態はともかく、少なくとも制度的には雇用契約の有無によって、処 遇が明確に区分される日本の福祉的就労は、利用者に原則として利用料 の定率負担を求めることも含め、国際的には極めて異例といえる。

こうした事態が生じているのは、労働施策と福祉施策が分立し、一貫 性のある施策が講じられていないからである。

障害者がほかの者と平等に労働および雇用に参加し得るようにする には、一般就労か福祉的就労かの二者択一ではなく、障害者が選択可能 な、多様な就労の場の整備が求められる。何よりも大切なことは、良好な労働条件、合理的配慮や適切な支援を提供することにより、障害者がどこで働いてもその能力をフルに発揮し、生計が立てられるようにすることである。そして、稼働収入だけでは生計を維持することが困難な人々にも、所得保障制度とリンクすることで、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を実現することである。そのためには、労働施策と福祉施策の融合が不可欠である。』

(2)上記論文には、「就労継続支援B型事業にとっての課題は、近年福祉から雇用への移行が政策的に強調されてきながら、その移行者の数はかなり限られていることである。そのため、多くの利用者にとっては、実質的には、そこが一般の職場に代わる、長期的な就労の場となっているにもかかわらず、制度的には訓練の場と位置づけられていることから、労働法の保護がまったく受けられない。」との記述がある。

つまり、就労継続支援B型事業の利用者の多数にとって、現在就労している 事業場が、実質的な長期的就労の場となっているのである。原判決は、こうした 実情を全く無視している。

(3) 次に、原判決は、労働法の適用があるかどうかで、役務提供の有無を区別している。

しかし、上記論文から明らかなとおり、障害者権利条約の理念からすれば、 就労継続支援B型事業にも本来労働法の適用があるべきであり、適用がないの は、我が国の福祉行政が世界の潮流に著しく遅れているからに他ならない。

従って、労働法の適用がないことをもって、就労支援 B 型事業の利用者の役務提供を認めないことは、司法上も、我が国の福祉行政の遅れのつけを利用者に負わせるのであって、許されないと言わなければならない。

第3 原判決は重大な事実誤認。労基法上の労働者のみが役務提供しているのでは

ない

1 原判決の「障害者の就労(労働基準法の該当是非による)は役務提供に関係しない」とする判示の誤りについて

原判決は原告請求を棄却、事実及び理由において、平成18年厚労省労働基準監督課長通知の留意事項を引用している。(判決書18頁乙17号証)

就労継続支援B型の利用者に対して利用者の出欠、作業時間、作業量等が利用者の自由であること、各障害者の作業量が予約された日に完成しなかった場合にも工賃の減額等の制裁がないこと、利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないことが挙げられていることなどによれば、利用者は障害福祉サービスを受ける立場であって、役務提供の反対給付として工賃を受取っているのではなく、福祉サービスの一環として工賃を受領しているとしている((2)本件工賃の位置付け18-19頁)。

この誤りをはじめとして、以下誤りとその原因について述べる。

2 原判決の誤り(以下「誤り」という) 1、労働者性に関する留意事項の射程 距離

この課長通知の本旨は、就労継続支援事業B型等利用者は、1(2)において、アから工までの4項目、利用者の出欠、作業時間作業量等が利用者の自由であること、利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと等の4項目に該当すれば労基法を適用する労働者としないというものである。

原判決は1で述べたように労基法に該当しない働き方は、障害福祉サービス を受ける立場であって、役務提供の反対給付でないと強調している。

就労支援事業の利用者は、事業者側と法律の規定による利用契約を結び、役務の提供を行う。この利用契約は「措置から契約へ」に象徴される障害者総合支援法の成立に伴い、従来授産施設で就労する場合は措置(行政)処分で行われていたことを、障害者の基本的人権保障のため利用契約により民法の準委任契約(656条)で保障することが可能となった。

原判決は、「措置から契約へ」に象徴される福祉を恩恵から障害者の基本的人権を認めた社会の進歩を無視し、被告の筋違いの主張を認めている。労働者性の有無は役務提供契約の民法623条の雇用契約に限定されるものでなく、委任契約の民法643条や656条などはすべて役務提供契約である。労働者性の有無は労働基準法の問題であって、障害者の役務提供とは何のかかわりもない。

また利用者の出欠、作業時間、作業量等についての利用者の自由が、労働者性を図る尺度であって、そのような障害者の出欠、作業時間等が自由な就労支援事業所は全国どこを探してもひとつもないことが断言できる。なぜなら、そのような就労者の勝手気ままな行動は、行政の許可を得て個別支援計画に基づき利用者が事業者と交した役務提供契約に反するからである。障害者は、事業所と交わした約束は必ず守っており、そもそも個別支援計画に基づく利用契約を遵守し就労している。障害者をまともに就労できないとする被告、裁判所は障害者の基本的人権を侵害し蔑視している。

裁判所は、就労支援事業所の運営を空想によって判断するのではなく、実態を見て判断すべきである。ゆたか福祉会と同じような就労支援継続B型事業を展開しているところは、愛知県下で468事業所、名古屋市内だけでも296事業所があり、これらの社会福祉法人事業所をいくつかを、実地で見分すべきである。

3 誤り2 租税特別措置法による障害者の就労の取扱いを無視又は無知 国税庁も障害者の就労を視野に入れた行政を開始、国税庁タックスアンサー (以下アンサー) No 1810「家内労働者等の必要経費の特例」を発行して租 税特別措置法27条の解説を行っている。

アンサーによれば、家内労省者等とは家内労働法に規定する家内労働者や、 外交員等のほか、特定の者に対して継続して人的役務の提供を行うことを業務 とする人と位置付けている。これを受けて松山市国保・年金課は平成28年5 月松山税務署に問い合わせ、就労継続支援事業B(以下就継B)のサービスを利用して得た収入は、所得税法上雑所得となり、家内労働者等の事業所得等の所得計算特例を適用できると回答を得ている(甲11)。

名古屋国税局管轄の税務署でも同じ取り扱いをしている。この取扱は消費税 法上就労支援事業の生産事業は収益事業であり、生産活動による収入は消費税 を課税すると規定されており、生産事業収入とその原価は消費税法上の課税取 引とされた。原判決は税法の規定を無視し、税務署で日々行われている行政事 実を見過ごしているためその判断を誤った。勿論被告の主張に追随し、原告の 第5準備書面等を無視したことにその誤りは起因する。

4 誤り3 法律の実効性を裏付ける政府や厚労省の行政を無視

被告や裁判所が絶対触れないこととして、厚労省の「工賃向上計画」や政府の閣議決定による「障害者優先調達法」など、施行された法律の行政実態を全く無視している。これについては原判決、被告の主張は一貫して一切ない。

原告は第5準備書面等でこれらの施策の展開による、政府、厚労省他すべての地方自治体等の、工賃向上施策について述べ、工賃は福祉給付金とする独断的かつ誤った解釈について批判してきたが、原判決は政府の工賃向上施策について「工賃福祉給付金説」と矛盾するため一切触れようとしていない。

工賃向上計画に基づき、平均工賃による事業所への訓練等給付金(事業者報酬)が上下することとなっており、各事業所は生産の効率化を否応なく迫られている。

就労継続支援B型事業(以下B型)ガイドライン(案)(平成30年度厚生労働科学研究費補助金により、「国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)がまとめた)「障害者の福祉的就労.日中活動サービスの質の向上のための研究」(甲56)の基本的役割によれば、B型事業所は「生産活動を活動プログラムの中心に位置づけ、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である利用者を対象に、利用者の作業能力や社会生活上の

スキルの向上を図り、**自立した生活を支援するための適切な生産活動の機会の 提供を行う**。利用者の希望する就労の実現のために必要な支援を行うことはや、 利用者の生産活動に対する工賃を保障すること等、様々な働き方に対応するための支援を行うことが重要である。」と述べている。

ここには障害者がいつ働こうが欠席しようが障害者の自由などという障害 者蔑視の視点はなく、障害者を人間として支援し工賃を保障しようとする基本 的人権感覚がある。また政府の「**障害者優先調達法**」の「法律の趣旨」によれ ば、「障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基 盤を確立することが需要です。

このためには、**障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営の基盤を 強化**することが重要です」と強調している。

この文章のどこを見ても「工賃は福祉サービスの一環」というかけらも存在 しない。

政府は「福祉給付金としての工賃向上政策」を唱えているのではなく、障害者の就労の仕事を確保し収益を向上させ、働きに見合う工賃を増化させようという政策であり、恩恵的な給付金を増加させようとしている施策ではない。

こうした政府の努力を、政府機関である被告や裁判所は否定し、国・政府に 対してある種の反乱を起こしていることを反省すべきである。

5 誤り4 裁判例による課税仕入れ論

原判決は、原告の主張を一定認めたうえで、「**転嫁可能な程度に個別具体的な役務の提供と結びついていない場合には**、これを課税仕入れに係る支払対価として税の累積を排除する必要はないから、当該経済的利益が当該役務の反対給付としての性質を有しない場合には、当該経済的利益の収受は役務の提供の対価ではない」と被告の主張を丸呑みにしている。今の就労実態が、何故に転嫁可能な個別具体的な役務の提供でないかも示さず被告の主張をそのまま引用し、判決に至った理由も述べていない。

この点に関し、東京高裁・地裁判決は「資産の譲渡等の対価に該当するためには、具体的な役務提供があることを条件として当該経済的利益が収受されるという関係があれば足りる」という判断が為されている。本件においても障害者に支払われる工賃は就労した利用者のみに支払われており、障害者が生産活動に従事したことの対価であるということになる。(東京高裁平成26年6月25日判決「甲47」)

東京地裁の判決ではもっと明確に次のように述べている。」国税庁消費税基本通達 5-1-5 において「対価を得て行われる役務の提供」とは、「役務の提供に対して反対給付を受けることをいう」と定められている。即ち両当事者がたがいに反対給付を受ける債権債務関係があることこそが対価関係である。と判示している。(国税庁租税資料第263-219(順号12343)。これらの判決を見れば、被告の主張は無茶苦茶な主張であることが判明する。それに盲従した地裁判決も無茶苦茶ということになる。

また、被告は利用者においては生産活動に従事することは法律上義務付けられていないと主張する。

そして判決はこれらの被告の主張に加え、利用者の労働者性の尺度を述べ、「利用者の技能に応じた工賃の差別は設けず、作業量に伴う工賃の減額等もないから、利用者はその作業内容や作業量に関らず、工賃を受取ることができる。」と(現実にはB型等事業所等でまったく行われていない事実を認定している。)、という被告主張を丸呑みし、福祉給付論を展開している。さらに行政と利用者・その家族が認めた個別支援計画に基づいた利用契約による就労を全く無視し、空想的工賃支給論を述べている。

4 で述べた政府や厚労省の工賃倍増計画、さらには平均工賃支給額により事業者報酬の額が上下して決定される現行の事業者報酬制度の現実からすれば、原判決理由は事実と相違する。

また最近開設されるB型事業所等は、ほとんどが営利企業であって、工賃の

高い方に新規利用者は流れやすく、社会福祉法人は工賃の向上に懸命に努力しており、判決が述べているような生易しい現実ではなく、仕事の開拓・確保と工賃向上に向けて各事業所等は苦闘している。控訴審は、原判決の示す事実が現実と相違することを十分に理解して、もう少し政府の施策や社会の現実の推移に目を配って頂き、賢明なる判決を下されることを控訴人は望む。

第4 原判決は、障害者の人権を否定する違憲判決である

- 1 就労継続支援B型事業所で生産活動に従事する者に支払う工賃が、消費税法 における課税仕入れに該当するかの議論の変遷
- (1) 原告が抱いた疑問「何故、課税仕入れにしないのか?」

原告は、自平成29年4月1日至平成30年3月31日課税期間の消費税確 定申告において従前より工賃にかかる消費税相当額を課税仕入れに算入してい ないことに気づいた。従前より工賃にかかる消費税相当額を消費税の課税仕入 れとしてこなかった理由について調査したところ「福祉事業は非課税」と認識 しており控除してこなかったことが判明した。

(2)「福祉事業は非課税」という認識の危うさ

広島市に所在するNPO法人が国などの給付金を受け、就労困難な知的障害者に働く場を提供。18名がクッキーなどを作り販売してきた。NPO法人設立時に税務署から「収益事業に当たらない」と説明を受け税務上「福祉目的は非課税」としてきた。ところが、一転平成27年に収益事業と指摘され、過去3年分の法人税及び無申告加算税等を課せられた。当該NPO法人は課税を不服として審査請求に及んだ。審判所は原処分庁の「収益事業の請負業に該当する」を支持し請求を棄却した(平成30年3月29日付広島国税不服審判所裁決)。この事案の経過をみると、原処分庁の処分の後に、国税庁は平成29年7月にホームページ上で「NPO法人による障害者向けの就労支援は、障害者と契約し、役務を提供し、利用料を受け取る『請負業』である」との見解を示し

- ている(甲57)。なお、役務の提供と認定したのなら消費税法上の課税について言及されるべきと考えられるが示されていない(甲57)。
- (3) 社会福祉法人の行う障害者福祉サービス事業が法人税法の収益事業に該当し ないのは「社会福祉法22条に規定する社会福祉法人が行う医療保険業を(収 益事業から)除く」とされ、生産活動についても法人税法施行令第5条2項に て法人税が課されないとされているからである。消費税の取り扱いについて、 工賃が課税仕入れに該当するかについて、消費税法基本通達、個別通達、平成 10年4月国税庁作成「消費税Q&A」等を調べたところ明確な文書によるも のは存在していない。消費税法の規定によれば、社会福祉サービスは事業者が 障害者と契約し役務を提供するものであり事業としての譲渡等に該当するが、 別表第一において一種社会福祉事業及び二種社会福祉事業は非課税とされてい る。但し、生産活動は非課税の範囲から除かれており課税売上となる。課税仕 入れは消費税法第2条1項12号かっこ書きにて「当該他の者が事業として当 該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合 に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第7条第1項各号に掲げる 資産の譲渡等に該当するもの及び第8条第1項その他の法律又は条約の規定に より消費税が免除されるもの以外の者に限る」としている。ここでは、課税仕 入れの相手方は「他の者」として事業者に限定していない。支払った対価の金 額の相当性も限定していない。原告は、就労継続支援事業の利用者は、就労機 会を求めて福祉サービスの提供を締結しているのであり、生産活動の就労は労 務の提供であり、工賃はその対価に該当すると解するのが妥当として、課税仕 入れとして控除した。
- (4)「週刊税務通信」平成31年4月15日No.3552号「税務相談」(<u>甲5</u>8)には「社会福祉法人が施設利用者に支払う工賃の仕入税額控除の可否」が掲載されている。そこでは、「就労継続支援B型事業の報酬は、社会福祉法人と就労者である障害者において雇用契約を結ばず、その報酬は出来高払いの給与

以外の役務の提供の対価に該当することから、報酬を支払う社会福祉法人における仕入税額控除の対象になることになります。」としている。「税務通信」は、広く官公庁や実務家に読まれ、情報公開制度のない時代には、国税庁が広く知らせたいときに情報を提供して広報に役立たせているとされてきた。回答者は和氣 光氏。略歴によれば、国税庁消費税課課長補佐、税務大学校研究部教授、東京国税局消費税課長などを歴任し豊島税務署長を経て退官し税理士登録している。注目すべきは、現職時代には消費税課税の責任あるポストにて法令の解釈、課税の執行にあたってきた者である。

(5)「週刊税務通信」令和元年5月13日No.3555号「税務相談」(甲59) では「社会福祉法人が施設利用者に支払う工賃の仕入税額控除の可否(その2)」 として、和氣 光氏同人が「しかしながら、ここでいう工賃についてその内容 及び給付の趣旨等を検討した結果、『隨害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及 び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)』第201条第1項 において『工賃』を支払うことになってはいるものの、この場合の工賃の支払 いは、同項の規定によれば『生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事 業に必要な経費を控除した額に相当する金額』を給付するものであり、役務の 提供の対価として支払うものではないとされています」とし、仕入税額控除の 対象とした前回の回答を訂正し「仕入税額控除の対象とならない」とした。適 用している前記基準第201条第1項(工賃の支払等)には、「支払わなければ ならない」との規定はあるが「給付」の文言は見当たらない。どこをどの様に 読めば「給付」になるのであろうか?「役務の対価として支払うものではない とされています」の根拠となる公的な文書等の提示もない。前回の回答からわ ずか1月の間に如何ほどの検討・研究がされたかは知らないが、前職の経歴か ら消費税の施行の現場にいる期間の長さから見ればあまりにも短い。さらに、 前回の回答の前には検討をしなかったとするなら、あまりにも無責任である。

原告が課税庁に対し求めた再調査に対する令和2年4月9日付「再調査決定書」では、「当該生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した金額を本件利用者に対して支払われるものであるから、本件工賃は、本件利用者の生産活動に係る役務の提供に対する対価ではなく、生産活動の事業収益から経費を控除した差額の分配と認められます。したがって、本件工賃は、消費税法上の課税仕入れに係る支払対価の額とは認められません。」とされている。仮に、利益の分配とすれば、受ける利益は雑所得となるのか。利益の分配としてパススルー課税になるのか、源泉所得税の対象になるのかの指摘も指導も受けたことはない。被告第2準備書面においても工賃を「内部的に分配する性質のもの」(第2準備書面14ページ)と繰り返す。

被告第1準備書面では「利用者が従事する生産活動は、本質的に事業者に向けられた役務でなく、むしろ、事業者による利用者に対する便宜の供与の利用として行われるものであって、その役務の提供は、これによって事業者価(ママ)の支払義務を生じさせるような対応関係を有するものではないものでて(ママ)、事業所内における対内的な無償の取引」(第1準備書面36ページ)と従事する障害者の就労は無価値・無償とした。法人税法施行令第5条2項は障害者が2分の1以上従事する場合に法人税非課税と定めている。「無償の取引」はこの規定と矛盾することにはならないのか?

- 2 原告が求めてきたのは、税制の名を借りた、障害者の働く権利・労働権の否 定及び人権侵害に対する救済である。
- (1) 法の目的は社会正義の実現。社会正義の根本には「人間の尊厳」

就労継続支援B型事業の工賃の消費税法上の否認の経緯を検討すれば、長い間支配的であった「障害者問題は慈善や福祉、医療の対象」という考え方から脱却していない前近代的な考えが法解釈の背景にあることを示している。

憲法第27条は「すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」とし、憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を

有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生も向上及び増進に努めなければならない」としている。勤労(仕事)は生活の糧の確保であり、社会におけるポジション・確認の役割も有している。国は、障害の有無にかかわらず、就労機会の提供、職業訓練等に努める義務を負う。この裁判は、障害を持った人の生産活動を役務の提供・労働として認めないのであれば障害を持った人の働く権利はどの様に保障され、評価され、実現するのかを問うものである。原告は社会福祉法人であるが、障害を持った仲間たちの尊厳にかかわる裁判である。現に就労している障害を有する利用者の補助参加人の承認を求めたのも人権侵害の救済を求める当事者だからである。

消費税法も障害者総合支援法も法である。法の目的は社会正義の実現にあり、 それは基本的人権の実現に資するものでなければならない。原判決は、この点 から課税庁の処分は妥当性が有るのか判示されていない。そこには、「公正な 税」、「社会的正義」の欠片もない。

(2)「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」締結国の義務として日本で も国内法は整備された。

平成13年(2001年)12月第56回国連総会において「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」に関する決議案が採択された。条約案作成の8回の条約交渉を経て、平成18年(2006年)12月第61回国連総会で「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択され、2008年5月に発効した。我が国においても平成19年(2007年)9月28日に署名し2014年1月20日に批准書を国連に寄託し、2月19日に発効した。

障害者権利条約は、1条(目的)「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し保障し確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」と規定し、27条(雇用及び労働)「障害者が他の者との平等を基礎にして労働についての権利を有することを認め」「労働

についての障害者の権利が実現されることを保障・促進すること」を締結国に 求めている。

国内では、条約締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障害者当事者等の意見も踏まえ(内閣府ホームページ)、国内法の法整備が行われた。その中での意見には、これまでの授産施設や厚生施設、小規模作業所、福祉工場あるいは通勤寮等の果たしてきた役割や機能の意義など培ってきたことを無駄にすることなく、それを再確認、再認識することこそが障害者の働く権利の保障という問題を考える上で大切だとし、いわゆる作業所での就労も一般企業での就労と同等の就労概念として社会的に明確に位置づけることを求めるものもあった。

原判決では、障害者権利条約の締結国の責務から国内法である消費税法及び 障害者総合支援法の諸規定が評価、検討されたか大いに疑問である。

(3) 本件裁判の事実認定における生きた人間の不在

本件裁判の事実認定をするに際し、障害者の就労についての当事者の取り組みの今日的到達点の確認及び利用者の意思が重要である。事実認定において確認されるべき事実は、以下の諸点である。

- ① 授産施設、共同作業所の事業の出発は、障害者当事者や家族の皆さんの「働きたい」「働かせたい」との切実な願いから出発したものであること。
- ② 出発時の当時は、障害者の就労機会や法整備もない未開の荒野のごとき状況 の中で障害者本人や家族、「特殊学校」の先生や中小企業家などの支援で誕生し たこと。
- ③ その後の共同作業所の設置運動は野火のごとく全国に広まり市民運動と相まって法整備がなされたこと。
- ④ この実践により、障害があっても、適切な支援があれば立派に働けることを 証明し、今日の国の制度での「就労継続支援A・B」とか「生活介護」の原型 となったこと。

何よりも重視しなければならないのは、そこに事業所が存在し、就労している人がいること。そして、就労している人は、働く意思を持った生身の人間である。障害を有する者は、「働くに値しない」という偏見を持たずに耳を傾ければ「労働とその対価」である事実が認められる。

- 3 原判決の受け入れがたい問題について
- (1)「障害福祉サービスの一環」について

原判決は「雇用契約の有無は、賃金と工賃の法的性質の相違を基礎づける最も重要な点であるといえ、就労継続支援B型の利用者は、雇用契約を締結せず、生産活動に従事する義務を負わないことから、雇用契約を締結する就労継続支援A型の利用者とは異なり、障害福祉サービスの一環として工賃支払を含む生産活動の機会の提供を受けているといえる」としている。賃金と工賃の法的性格の相違が障害福祉サービスの一環であるか否かの理由になるのは論理の飛躍である。

厚生労働省の社会保障審議会障害者部会第113回(令和3年6月28日) 資料1「障害者の就労支援について」(甲60)では、障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスとして「就労移行支援事業」「就労継続支援A型事業」 「就労継続支援B型事業」「就労定着支援事業」を揚げている。原告の主張するのは文言の類似を指摘しているだけでなく、A型においてもB型においても「生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う」ことにおいて同一であることを指摘しているのである。即ち、雇用契約の有無は労働者性の有無のという法的地位の相違を述べているに過ぎず、就労継続支援B型の生産活動が障害福祉サービスの一環ならば就労継続支援事業A型の生産活動も障害福祉サービスの一環である。一般の企業において雇用契約に基づく労働の対価は「賃金」と称するが、社内外注や家内工業的内職の就労に対しては「工賃」と称するが、法的性格の相違をもって労働の有無の根拠とされることはない。 (2) 平成18年課長通知(乙17)は、雇用契約を前提とする就労継続支援A型事業に就労する者と就労継続支援B型事業に就労する者において労働基準法の適用の考え方を述べたものである。この課長通知の背景は、障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の批准に向けて国内法の整備の中で就労継続支援事業が二類型に分離されることを受け、その就労する者の労働基準法の適用の疑義が出されたからである。これに先行するものは、昭和26年11月26日厚生省社会局長通知「授産事業に対する労働基準法等の適用除外について」(甲61)である。その発遣した目的は「近時各地において労働基準法の適用を受けると共に、労働者災害補償保険法の適用を受け、為に社会福祉事業としての授産事業の運営に支障をきたす現況にある旨連絡があるので」、労働基準法の適用除外という法的地位を確認したものである。

「上級行政官庁の通達は、下級行政庁に対し法令の解釈基準ないしその運用 方針等の準則を示すものであつて、一般国民を拘束するものではないから、通 達による行政解釈に名を借りて実質上法令の改正または補充に等しい結果をも たらし、国民の権利義務に重大な影響を及ぼすが如きことは厳にいましめられ なければならない」(東京高裁昭和41年4月28日、判例タイムス194号1 48ページ)。

原判決が平成18年課長通知をもって労働者性の議論から飛躍して労働の否認に結び付けるのは妥当性を欠いたものである。

(3) 原判決は、「当裁判所としても、本件各事業所の利用者らが真摯に生産活動に 従事し、その結果として本件工賃の支払を受け、当該生産活動の成果が社会的 に有用であること自体を否定するものではない」としているが、当該生産活動 の成果とは何を指しているのであろうか?さらに「税法上の取扱いが争点」と しながら「その判断の前提となる就業継続支援事業B型等における生産活動及 び工賃の法的位置付けについては、障害者総合支援法及び関係法令によって規 定されているのであるから、本件各事業所における利用者らの生産活動の実態 やこれに対する社会的な評価そのものが、当該争点の判断に直接影響を及ぼす ものとはいえず」としている(原判決20ページ)。

① 「生産活動の成果が社会的に有用」であることは、②「生産活動の従事が利用者の労働権を実現させる成果を有し社会的に有用」であることにつながる。 控訴人は、本訴訟で、これら①及び②を繰り返し主張してきた。控訴人は、原判決が利用者の労働の成果を生産物に矮小化していることを到底受け入れることはできない。また、原判決の如く「税法上の取扱いが争点」とするならば、裁判所は、消費税法の諸規定に照らして事実認定と法令のあてはめをしなければならないはずであるが、原判決ではこれがなされていない。

第5 結論

以上の次第であるから、速やかなる控訴認容判決を求める。

以上